府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、及び同法を実施するため、経営力向上に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

経営力向上に関する命令の一部を改正する命令

経営力向上に関する命令（平成二十八年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（関係事業者に関する主務省令で定める関係）	（関係事業者に関する主務省令で定める関係）
第一条　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第十一項第八号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。	**第一条**　中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第十二項第八号の主務省令で定める関係は、他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者及び当該事業者の代表者が有する関係とする。
（経営力向上計画の認定の申請） **第二条**　法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。	（経営力向上計画の認定の申請） **第二条**　法第十九条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、様式第一による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

改正後	改正前
2　法第十七条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、法第二条第十一項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を記載する場合にあっては、前項の規定は適用しない。この場合には、様式第二による申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条第二項及び第三項において単に「都道府県」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。	2　法第十九条第一項の規定により経営力向上計画に係る認定を受けようとする中小企業者等は、法第二条第十二項第七号に掲げる事業又は資産（土地及び家屋に限る。次条第二項において同じ。）の譲受けを行う旨を記載する場合にあっては、前項の規定は適用しない。この場合には、様式第二による申請書を、当該事業を行う事務所又は当該資産が所在する都道府県（次項並びに次条第二項及び第三項において単に「都道府県」という。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。
3　［略］	3　［略］
4　第一項又は第二項の中小企業者等が法第二条第十一項に規定する事業承継等を行う旨を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。次条第四項第二号において同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類を添付しなければならない。	4　第一項又は第二項の中小企業者等が法第二条第十二項に規定する事業承継等を行う旨を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、事業承継等の内容（他の事業者の代表者の状況に関するものを含む。次条第四項第二号において同じ。）及び当該事業承継等に係る合意を証する書類を添付しなければならない。
5　［略］	5　［略］
6　第一項又は第二項の中小企業者等が特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該被承継等中小企業者等が当該地位を有することを証する書類を添付しなければならない。	6　第一項又は第二項の中小企業者等が当該経営力向上計画に特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位を記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該被承継等中小企業者等が当該地位を有することを証する書類を添付しなければならない。
7　第一項又は第二項の中小企業者等が中小企業等経営強化法施行規則第十七条に規定する要件を備える者であることを記載する場合においては、第一項又は第二項の申請書には、当該中小企業者等が当該要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。	［新設］